三四二　生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件　二八　212　一六六

三四三　生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針を定める件　二八　212　一六七

三四四　指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件　二八　212　一六八

三四五　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二八　212　一六九

三四六　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二八　212　一七一

三四七　雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件　二八　212　一七三

○厚生労働省、経済産業省

二　中小企業等経営強化法第二条第十五項の規定に基づき平成三十年度予算に係る特定補助金等を指定する件　二一　206　六〇

○厚生労働省、経済産業省、環境省

一二　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数　一四　四

○厚生労働省、国土交通省

三　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　二〇　五

○農林水産省

一九五五　区画漁業を免許した件　三　五

一九五六　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件　三　四

一九五七―一九六七　保安林の指定をする件　三　四

一九六八　保安林の指定施業要件を変更する件　三　五

一九六九　保安施設地区の指定をする件　三　六

一九七〇　地すべり防止区域を追加指定する件　四　二

一九七一―一九七九　保安林の指定をする件　四　三

一九八〇　保安林の指定施業要件を変更する件　四　四

一九八一―一九八九　〃　五　三

一九九〇　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　五　四

一九九一　肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件　五　195　五

一九九二　肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件　五　195　六

一九九三―二〇〇九　保安林の指定をする件　六　三

二〇一〇　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　六　五

二〇一一　愛知用水三好支線水路緊急対策事業に関する事業実施計画を認可した件　七　四

二〇一二―一九　保安林の指定をする件　七　四

二〇二〇―二七　〃　一〇　六

二〇二八―三五　保安林の指定を解除する件　一〇　七

二〇三六　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成三十事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　一一　四

二〇三七―四四　保安林の指定を解除する件　一一　五

二〇四五　肥料を登録した件　一一　五

二〇四六　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　一一　六

二〇四七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　一一　六

二〇四八　肥料の登録の有効期間を更新した件　一二　七

二〇四九　生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　一二　七

二〇五〇　肥料の登録が失効した件　一二　七

二〇五一―五五　保安林の指定をする件　一三　七

二〇五六　平成三十一年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件　一四　五

二〇六六―七六　保安林の指定をする件　一八　六

二〇七七―八〇　保安林の指定を解除する件　一八　七

二〇八一　保安林の指定施業要件を変更する件　一八　七

二〇八四　農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件　一九　八

二〇八五　農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件　一九　三

二〇八六　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一九　三

二〇八七―九四　保安林の指定をする件　一九　三

二〇九五　出願公表後に名称変更がなされた件　二〇　四

二〇九六　〃　二〇　五

二〇九七　出願公表後に名称変更がなされた件　二〇　六

二〇九八　租税特別措置法施行令第十七条第二項第二号及び第三十九条の二十六第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件　二〇　六

二〇九九―一一一二　保安林の指定をする件　二一　六

二一一三―一六　〃　二六　一